

鎌倉市広報所管課ホームページ広告枠賃貸借の概要

1 内容

市の広報所管課が保有するホームページの広告枠について、掲載するバナー広告の広告主募集等を行う事業者に一括して賃貸借するものです。

なお、広告主の募集は「鎌倉市広告掲載要綱」、「鎌倉市広告掲載基準」、「鎌倉市広報所管課ホームページ広告掲載取扱要領」及び「鎌倉市広報所管課ホームページバナー広告表現ガイドライン」に基づき行い、掲載前に市の審査を受け、承認を得る必要があります。

2 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 広告の仕様等

(1) 広告枠の位置及び数

- ア トップページの最下部 10枠
- イ 第2階層の分野別トップページの最下部 60枠（10枠×6ページ）
 - (ア) 防災・防犯
 - (イ) くらし・環境
 - (ウ) 健康・福祉・子育て
 - (エ) 教育・文化・スポーツ
 - (オ) 産業・まちづくり
 - (カ) 市政情報

(2) バナー広告の仕様

- ア 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- イ 形式 GIF形式（アニメーション不可）又はJPEG形式
- ウ データ容量 4KB以内

4 条件等

事業者は、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領することができます。このことにより、事業者が広告の作成費用等の経費を負担した上で、市に契約金を月々支払います。

5 契約の方法

一般競争入札により事業者を決定し、契約します。

6 ページ別アクセス数（参考）

令和6年（2024年）11月30日までのアクセス数は、次のとおりです。

(1) トップページ

月平均89,537件

(2) 第二階層トップページ

